○熊本県工業用水道管理条例

|  |
| --- |
| (昭和49年12月20日条例第31号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改正 | 昭和51年3月30日条例第24号 | 昭和52年3月30日条例第19号 |
| 平成元年3月25日条例第14号 | 平成3年3月14日条例第23号 |
| 平成5年3月26日条例第38号 | 平成6年3月29日条例第29号 |
| 平成9年3月25日条例第8号 | 平成9年3月25日条例第26号 |
| 平成14年3月25日条例第29号 | 平成25年12月26日条例第67号 |
| 平成26年3月24日条例第12号 | 平成31年3月22日条例第8号 |
| 令和元年10月7日条例第21号 |  |

 |

|  |
| --- |
|  |

熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例をここに公布する。
熊本県工業用水道管理条例

(趣旨)

第1条　この条例は、熊本県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第45号)第2条の規定により設置された工業用水道事業(次条第1号において「事業」という。)によって供給する工業用水(以下「工業用水」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　使用者　事業の管理者(以下「管理者」という。)の承認を得て、工業用水の供給を受ける者をいう。

(2)　時間最大使用水量　1日を午前0時から1時間ごとに分割した各1時間において使用者が使用する水量のうち最大の使用水量をいう。

(3)　基本使用水量　時間最大使用水量に24を乗じて得た水量の範囲内で、使用者が、管理者の承認を得て、使用することができる1日当たりの水量をいう。

(4)　特定使用水量　使用者が、管理者の承認を得て、一定の期間において基本使用水量を超えて使用することができる1日当たりの水量をいう。

(5)　超過使用水量　時間最大使用水量に24を乗じて得られた水量から基本使用水量(特定使用水量を使用することについて管理者の承認を得ている場合は、基本使用水量に当該特定使用水量を加えた水量。以下この号のただし書及び第7条において同じ。)を減じて得られる水量をいう。ただし、管理者が使用水量等を勘案して、これによることが困難であると認める場合においては、1月分の使用水量を当該月分の日数で除して得られた水量から基本使用水量を減じて得られる水量をいう。

(工業用水道料金の徴収)

第3条　工業用水の料金(第8条の規定により徴収することができる費用を除く。以下「工業用水道料金」という。)は、使用者から徴収する。

(工業用水道料金の額)

第4条　工業用水道料金は、次の表の左欄に掲げる工業用水道の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる各使用水量の区分に従い算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 料率 |
| 有明工業用水道 | 基本使用水量　1立方メートルにつき　50円 |
| 特定使用水量　1立方メートルにつき　50円 |
| 超過使用水量　1立方メートルにつき　100円 |
| 八代工業用水道 | 基本使用水量　1立方メートルにつき　35円 |
| 特定使用水量　1立方メートルにつき　35円 |
| 超過使用水量　1立方メートルにつき　70円 |
| 苓北工業用水道 | 基本使用水量　1立方メートルにつき　50円 |
| 特定使用水量　1立方メートルにつき　50円 |
| 超過使用水量　1立方メートルにつき　100円 |

(工業用水道料金の納付期限)

第5条　使用者は、毎月の初日から末日までの期間に係る工業用水道料金を翌月の20日までに納付しなければならない。

(延滞金の徴収)

第6条　管理者は、使用者が工業用水道料金を前条に定める納付期限までに納付しなかったときは、当該納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該延滞に係る額につき年14.6パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た額の延滞金を徴収することができる。

(工業用水道料金の減免)

第7条　管理者は、非常災害、異常渇水、管理者が管理責任を有する工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定する施設をいう。)の損傷又は維持改良工事の施行その他やむを得ない理由により給水を停止し、又は制限しなければならなくなった場合において、これにより工業用水の供給を受けられなかった使用者については、その供給を受けられなかった水量を考慮して、その者の基本使用水量に係る工業用水道料金を減額し、又は免除することができる。

(費用の徴収)

第8条　管理者は、給水の申込みによって、新たに配水支管(分岐制水弁を取り付けた配水本管の分岐点から使用者に給水する地点において取り付けられる分岐制水弁までの導管をいう。)の設置が必要となるときは、別に定める基準により、当該設置に要する費用の全部又は一部をその申込をした者から徴収することができる。

(公共施設等運営権の設定)

第9条　管理者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する（平成11年法律第117号。以下この条及び第11条において「民間資金法」という。）第16条の規定により、選定事業者（民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）に八代工業用水道及び有明工業用水道（以下「指定施設」という。）の運営等（民間資金法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）を設定することができる。

2　公共施設等運営権の設定を受けようとする民間事業者は、管理者が別に定めるところにより、申請書に次に掲げる書類を添えて、管理者に管理者が定める期間内に申請しなければならない。

(1)　指定施設の運営等に関する事業計画書

(2)　前号に掲げるもののほか、管理者が別に定める書類

3　管理者は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査を行い、最も適切に指定施設の運営等を行うことができると認める民間事業者を選定事業者として選定するものとする。

(1)　事業計画書の内容が、指定施設の運営等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2)　民間事業者が、指定施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(3)　指定施設の安定的かつ効率的な運営等が、民間事業者の有する経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）、その創意工夫等により十分に確保されるものであること。

(指定施設の運営等の基準等)

第10条　前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）は、次に掲げる基準に従って指定施設の運営等を行わなければならない。

(1)　関係法令及びこの条例の規定を遵守し、適正かつ確実な運営等を行うこと。

(2)　指定施設を適切に維持管理し、使用者に適切なサービスの提供を行うこと。

2　前項に定めるもののほか、指定施設の運営等について必要な事項は、管理者が運営権者と協議して定める。

(業務の範囲)

第11条　運営権者は、指定施設の運営、維持管理その他必要な業務であって、実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。）で定める業務を行う。

(利用料金)

第12条　指定施設の運営等を運営権者が行っている場合には、当該指定施設の使用者は、運営権者に指定施設の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を納めなければならない。

2　利用料金の額は、第4条の規定により算出した工業用水道料金の額と同額とする。

3　指定施設に係る工業用水道料金の徴収については、第3条及び第5条から第7条までの規定は、適用しない。

(雑則)

第13条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附　則

1　この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

2　当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附　則(昭和51年3月30日条例第24号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附　則(昭和52年3月30日条例第19号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附　則(平成元年3月25日条例第14号)抄

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

(経過措置)

5　施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定される工業用水の使用に係る料金は、第32条の規定による改正後の熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成3年3月14日条例第23号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

1　この条例は、平成3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2　施行日から平成3年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定される有明工業用水の使用に係る料金は、改正後の熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成5年3月26日条例第38号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この条例は、平成5年8月1日から施行する。

附　則(平成6年3月29日条例第29号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

1　この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2　この条例の施行の日から平成6年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定される有明工業用水の使用に係る料金は、改正後の第4条の表有明工業用水道に項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成9年3月25日条例第8号)抄

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この条例は、平成9年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

5　施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定される工業用水の使用に係る料金は、第40条の規定による改正後の熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成9年3月25日条例第26号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定される八代工業用水の使用に係る料金は、改正後の第4条の表八代工業用水道の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　平成9年5月1日から平成10年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定される八代工業用水の使用に係る料金に対する改正後の第4条の表八代工業用水道の項の規定の適用については、同項中「35円」とあるのは「30円」と、「70円」とあるのは「60円」とする。

附　則(平成14年3月25日条例第29号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

1　この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2　改正後の第4条の表有明工業用水道の項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る有明工業用水の料金に適用し、同日前の使用に係る有明工業用水の料金については、なお従前の例による。

附　則(平成25年12月26日条例第67号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

1　この条例は、平成26年1月1日から施行する。

2　改正後の附則第2項の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附　則(平成26年3月24日条例第12号)抄

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

6　施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定される工業用水の使用に係る料金は、第10条の規定による改正後の熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則(平成31年3月22日条例第8号)抄

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この条例は､平成31年10月1日から施行する｡ただし､附則第4項の規定は､公布の日から施行する｡

7　第9条の規定による改正後の熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例第4条の規定にかかわらず､施行日前から継続している工業用水の給水で､施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については､なお従前の例による｡

附　則(令和元年10月7日条例第21号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この条例は、公布の日から施行する。